

会員の皆様

令和3年10月18日(月)
(公社)京都府助産師会
会長 吉川 敏子

新型コロナウイルス感染症におけるすべての制限解除に伴う

会館における参加型事業運営についてのお知らせ

秋冷の候、会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。当会のために日頃から多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。

京都府は9月末の緊急事態宣言解除後も飲食店などに対し、10月21日まで営業時間の短縮や酒類提供の制限を要請していましたが、新規感染者数が大幅に減少し感染状況が改善したことなどから、10月21日ですべての制限を解除することを決定しました。

それにともない、10月22日からの会館事務運営については、制限解除後の第6波の感染拡大も考慮し、10月31日までは下記の通りといたします。

また、会員の皆様におかれましても各自感染防止対策を徹底のうえ、感染拡大防止に引き続き努めて下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 引き続き感染防止対策の基本的なルールを守り、慎重に行動する。
(マスク着用・人同士の身体的距離は1メートル以上・大声を出さない・適切な温度と湿度とこまめな換気)
 2. オンラインによる講座・研修会・会議等は今後できるだけ継続して実施する。
 3. 来館参加型の支援事業は、緊急事態宣言解除後と同様の人数制限の基準で継続実施する。
 4. 無料電話相談(月～金)は平常通り、水曜サロン担当者および委託事業担当者が会館で担当する
 5. 会館担当者はできる限り少人数を心がける。
 6. 来館者(会員・事務含む)に新型コロナウイルス感染陽性者が発生した場合、翌日は休館・事業中止となり、その期間は連携している保健所等の指示に従うものとする
 7. 新型コロナウイルス感染陽性者等が発生した場合は対応マニュアルに従って対応する
- 以上